

瀬戸市家庭児童相談室に関する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 13 号

瀬戸市家庭児童相談室に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、瀬戸市家庭児童相談室の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図り、本市の家庭児童福祉に関する相談、指導及び援助を充実するため、瀬戸市家庭児童相談室（以下「相談室」という。）を瀬戸市栄町 45 番地に設置する。

(分掌事務)

第 3 条 相談室の分掌事務は、次のとおりとする。

家庭における児童養育の技術に関する相談、指導及び援助

児童に係る家庭の人間関係に関する相談、指導及び援助

前 2 号に掲げるもののほか家庭児童の福祉に関する相談、指導及び援助

助産施設及び母子生活支援施設の入所措置に関すること。

児童相談所、女性相談センター、保健所その他関係機関との連携に関すること。

前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項に関すること。

(職員)

第4条 相談室に室長その他の職員を置く。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか相談室の管理及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。